

道路工事施工承認申請について  
～道路法第 24 条による工事～

### 道路法第 24 条による工事とは？

道路法第 24 条による工事(以下「自費工事」という。)とは、道路管理者以外の者が、自らの都合により道路の形状を変える工事のことです。工事を行うには、「道路工事施行承認申請書」を事前に道路管理者に提出し、承認を得てから工事を行います。

承認期間中の工事責任及び承認工事に関わる費用(道路との境界が不明瞭な場合の境界確認に関する費用等を含む。)は全て申請者負担になります。また、承認を受けずに工事を行った場合や、承認の条件に違反した場合は、工事の中止や原状回復などの監督処分や罰則が科されることがあります。(道路法第 43 条、57 条、71 条、101 条による。)

完了後は速やかに「自費工事完了届」を提出してください。

### 交通管理者との協議について

自費工事について、交通の安全上に支障がある場合、あらかじめ市と協議の上、交通管理者である所轄警察署への事前相談を必ず実施して頂く必要があります。

また交通管理者(所轄警察署)の道路使用許可申請には、「自費工事施工承認書」もしくは協議済み「町田市道路管理課受付印」が必要となります。

### 自費工事の内容について

#### ①敷地への車両の乗り入れの新設および変更

歩道舗装の改修、縁石の撤去、植樹帯・ガードレールの移設撤去などがあります。

#### ②宅地造成等に伴う道路法面の埋立、切土および側溝等の新設

道路法面の埋立、切土、擁壁・側溝の設置などがあります。

#### ③開発行為等に伴う道路・側溝等の取付け

私道等と市道の取付け、新設側溝等と市道側溝の取付けなど そのほか、道路の形状を変更するすべての工事が対象となります。

### 自費工事の審査について

自費工事完了後は、道路管理者が施設を引継ぎ管理することになります。そのため道路施設として必要な基準を満たしていることが承認の条件になります。道路施設の規格等について、担当者へ事前確認もしくは相談してください。また申請の受理には、申請者もしくは代理人・請負人の工事施工能力の確認を窓口にて審査を実施しております。道路構造、関係法令等をご理解の上、こちらの質問に対し正しいご回答が得られない場合やご理解が得られない場合は、申請書を受理しない場合があります。

## 自費工事の申請について

乗り入れや側溝等の設置については、以下にご注意ください。

### (1) 乗り入れ工事に関するもの(駐車場乗り入れ)

イ. 敷地内の駐車スペースの確保(歩道にはみ出しての駐車はできません。)

ロ. 乗り入れを承認するにあたり協議が必要な場所

- ①横断歩道等の中及び前後 5m以内
- ②トンネルの出入り口 50m以内
- ③バス停付近前後 10m以内
- ④交差点及び曲がり角(停止線)から 5m以内
- ⑤その他見通しが悪い区間(急カーブ、急坂等)等

ハ. 乗り入れの承認ができない場所

- ①橋梁区間
- ②交差点の中

二. 乗り入れの規模

①乗り入れ幅

一般的な宅地や店舗の場合、乗り入れ幅は原則 6.0mまでとなります。6.0mを超える場合は、敷地内の計画図(対象車両)や、必要な乗り入れの根拠などをご準備いただき、事前にご相談ください。

②乗り入れ箇所数

歩行者の安全を確保するため、できる限り乗り入れ箇所は少なくする必要があり、原則1敷地に1箇所となります。土地利用の状況によってやむを得ない場合は、複数箇所が可能ですが

①同様に根拠等をご準備いただき、事前にご相談ください。

③乗り入れ離隔距離

隣接する乗り入れとの離隔距離は、歩車道境界側で 2.0m以上とし、かつ申請対象土地と隣接土地境界からは、1.0m以上が望ましいと考えております。乗り入れ部が隣地に接したり影響が発生したりする場合には、事前に調整を図り支障のないよう施工してください。

### (2) 埋立、切土、側溝等の新設に関するもの

イ. 側溝の有無

道路法面含め申請地先にて埋立・切土を行う場合、「町田市宅地開発事業に関する条例」「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」等の適用有無を確認し、現地状況を十分に把握するとともに上下流に側溝が無いかをご確認ください。また、側溝の有無に関わらず、埋立・切土によって隣接地や道路上に滞水が発生する場合には、側溝の整備が必要になる場合があります。側溝の整備にあたっては、下流側の側溝の大きさに合わせて整備してください。

ロ. 道路境界への側溝等の新設

2項道路セットバックに伴い敷地内に乗り入れする場合や、道路境界に合わせて側溝を整備する場合がありますので、現地の側溝の大きさ等をご確認ください。

※道路整備には「町田市宅地開発事業等に伴う道路整備基準」を参考とし整備してください。

※道路構造物は「町田市土木工事標準構造図集」を参考としてください。

※原則道路の高さを変更することはできません。

※「町田市宅地開発事業に関する条例」「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」等の適用について確認してください。

※セットバック部の寄附については、道路管理課財産係にご相談ください。

(3)関係者の同意について

イ. 町会長の同意

申請の内容によっては、町会長の同意が必要となる場合があります。

ロ. 生産組合長の同意

農業用水路の形状を変更する場合や影響が懸念される場合は、生産組合長の同意が必要となります。

ハ. 隣接地所有者の同意

乗り入れを設置するにあたり、申請対象土地と隣接土地境界に接するもしくは舗装影響範囲となる場合は、隣接地所有者の同意が必要となります。

**自費工事施工申請書(承認書)の提出書類について**

**【添付書類】**

- ① 自費工事施工申請書(承認書)
- ② 案内図(住宅地図等の写しで施工場所を明記する)
- ③ 平面図(敷地全体が判る図面に施工内容を記入する)
- ④ 構造図(土木工事標準構造図集を参考に構造図を添付する)
- ⑤ 現況写真(施工箇所の全景がわかる写真を添付する)

**【樹木の移植をする場合】**

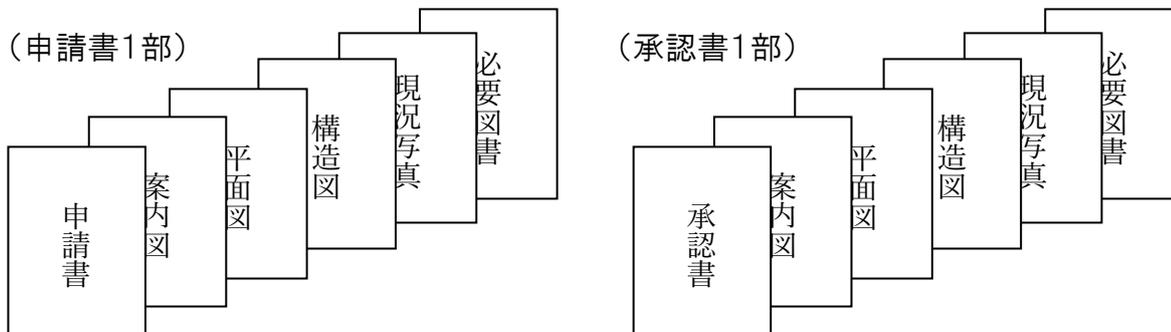
- ⑥ 街路樹等の移植念書
- ⑦ 移植先の案内図
- ⑧ 移植先の写真
- ⑨ 鳥居の構造図(高木の移植をする場合は添付する)

**【その他、担当者が提出を求めた書類】**

- ・ 公図写し
- ・ 縦断図、横断図
- ・ 道路舗装復旧図

- ・ 構造計算書、雨水流量計算書
- ・ 道路台帳、道路境界図

※申請書と承認書を各1部提出してください。



## 関係法令

(道路管理者以外の者の行う工事)

**第二十四条** 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

**第五十七条** 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

町田市道区域内での工事は、自費工事施工申請書を道路管理者(町田市長)に提出し、承認を受けた後に工事着手して下さい。(交通管理者の道路使用許可も別途必要です。)また、工事に関わる一切の費用は申請者が負担し、工事完了後に自費工事完了届及び引継ぎ検査願を提出してください。

検査合格した施設は、町田市に無償で帰属となり、以後の維持・管理については道路管理者(町田市長)が行います。

主管課 町田市道路部道路管理課許認可係  
〒194-8520 町田市森野2-2-22  
電話042-724-2927(直)